

令和6年9月5日
九州地方整備局

九州における「NIPPON 防災資産」の認定伝達式を開催します

～認定証を伝達～

内閣府及び国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを「NIPPON 防災資産」として認定する制度を、令和6年5月に創設しました。

このたび、有識者による選定委員会での審議を踏まえ、本制度の創設後初めて、九州では4件（優良認定：1件、認定：3件）が「NIPPON 防災資産」として認定されました。（対象の案件は参考 HP のとおり）

優良認定については「「NIPPON 防災資産」の第1回認定式を開催します」（令和6年8月30日、水管理・国土保全局記者発表資料）のとおり認定式を開催し、認定案件については下記のとおり伝達式として開催いたします。

1. 認定伝達式

- 1) 日時 令和6年9月5日（木）16時00分
2) 場所 長崎県庁3階 特別会議室
（長崎県長崎市尾上町3-1）別紙①のとおり

- 1) 日時 令和6年9月9日（月）9時30分
2) 場所 大分県庁 新館13階 133会議室
（大分県大分市大手町3丁目1番1号）別紙①のとおり



ロゴマーク

《参考》

本日、「NIPPON 防災資産」に関するWEBサイトを立ち上げておりますので、詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-shisan/index.html>

【問い合わせ先】

TEL：(092)471-6331（代表）

国土交通省 九州地方整備局 河川部

河川計画課 課長 嶋田 剛士 TEL：(092)476-3523（直通）

地域河川課 課長 杉田 聡 TEL：(092)476-3524（直通）

【会場案内】

長崎県庁 3階 特別会議室（長崎県長崎市尾上町 3-1）



大分県庁 新館 13階 133 会議室（大分県大分市大手町 3丁目 1番 1号）

